明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行期日を定める政令（三七二）　三
○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（三七三）　四
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三七四）　五
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三七五）　六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（三七六）　七
○水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令（三七七）　八
○水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（三七八）　八
○大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（三七九）　八
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八〇）　八

〔府令〕
○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（内閣府六二）　九
○消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（同六三）　一〇
○内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同六四）　一〇

〔告示〕
○内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（内閣府三九〇）　一一

本号で公布された法令のあらまし

◇消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三七二号）（消費者庁）

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二五年法律第九六号）の施行期日は、平成二八年一〇月一日とすることとした。

◇消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（政令第三七三号）（消費者庁）

1　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二五年法律第九六号。以下「法」という。）第六五条第六項第一号及び第三号イの政令で定める法律を定めることとした。（第一条及び第二条関係）

2　消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限として、特定適格消費者団体の認定等の権限を定めることとした。（第三条関係）

3　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項及び附則第三項関係）

4　この政令は、法の施行の日（平成二八年一〇月一日）から施行することとした。

◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三七四号）（内閣府本府）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第七一号）の施行期日を平成二七年一二月一日とすることとした。

◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三七五号）（内閣府本府）

1　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七八条第一項に規定する国派遣職員は、国家公務員倫理規程第四条第三項の規定の適用については、国家公務員法第八二条第二項に規定する特別職国家公務員等とみなすこととした。（本則関係）

2　この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年一二月一日）から施行することとした。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三七六号）（環境省）

1　特別管理一般廃棄物に、廃水銀（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものに限る。）及び当該廃水銀を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を追加することとした。（第一条関係）

2　特別管理産業廃棄物に、廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものをいう。）及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を追加することとした。（第二条の四関係）

3　水銀処理物（1に掲げる廃水銀を処分するために処理したもの（1の環境省令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。）の埋立処分を行う場合には、次によることとした。（第三条第三号関係）

㈠　水面埋立処分を行ってはならないこと。

㈡　水銀処理物（水銀の溶出についての基準であって環境省令で定めるものに適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

㈢　3の㈡以外の水銀処理物の埋立処分を行う場合には、第三条第三号ロによるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。